

移動等円滑化促進方針・基本構想の作成に対する支援

～地域公共交通調査等事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）～

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想（※）の策定に要する経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業（教育啓発特定事業）を創設予定。公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

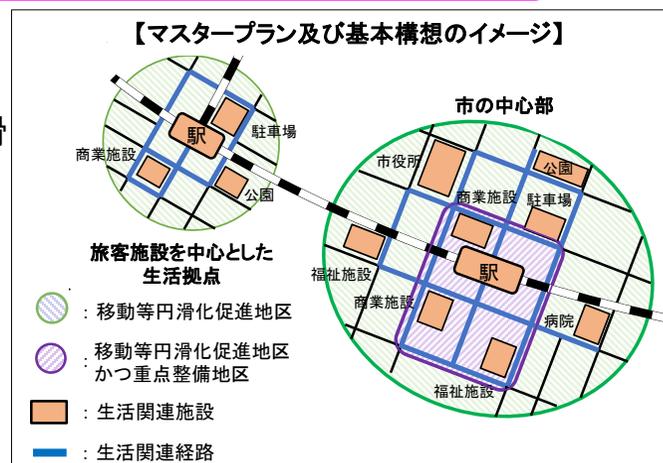
○補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）

○補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な経費

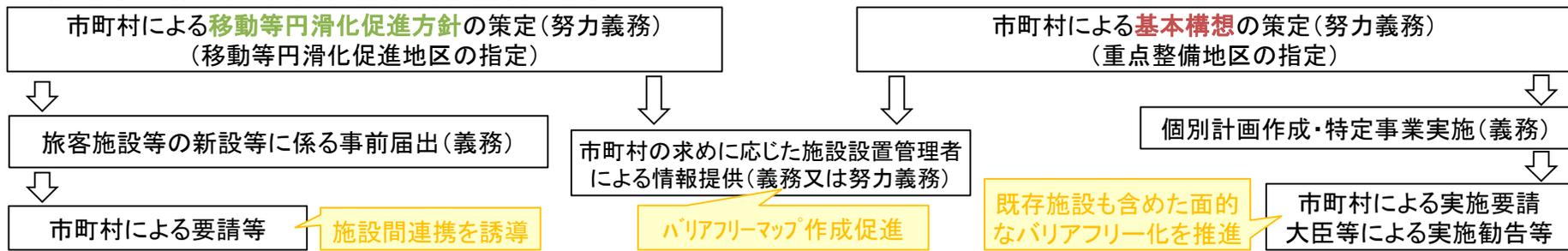
- ・ 協議会開催等の事務費
- ・ 地域データの収集・分析の費用
- ・ 住民・利用者アンケートの実施費用
- ・ 専門家の招聘費用
- ・ 短期間の実証調査のための費用等

※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率：1/2（上限500万円）



《移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要》



《参考資料》

- ・『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
- ・『交付要綱・実施要領』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

基本構想に位置づけられる特定事業

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



道路特定事業

視覚障害者誘導用
ブロックの設置



建築物特定事業

エレベーター等の設置



交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



都市公園特定事業

園路の段差解消
障害者対応型便所の整備等



ホームドアの設置等



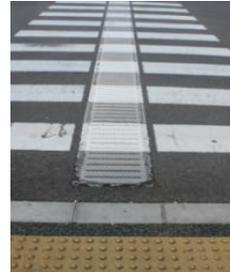
車道との段差解消



障害者対応型便所の整備



エスコートゾーンの設置



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画の整備



バリアフリー法の改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育(バリアフリー教室)
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・多機能トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの利用マナー啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修